

出願商標「ベジバリア 塩・糖・脂」拒絶審決取消請求事件：知財高裁令和1(行ケ)10152
・令和2年3月19日(3部)判決<請求認容/審決取消>⇒特許ニュース No. 15180

【キーワード】

商標の類似(商標法4条1項11号)、異文字の上下二段配置→分離観察の対比判断

【主 文】

- 1 特許庁が不服2019-10871号事件について令和元年9月30日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告(株式会社KIYORA)は、平成30年6月20日、次の構成から成る商標(以下「本願商標」という。)について、第5類「サプリメント、栄養補助食品」を指定商品として、商標登録を出願した(商願2018-80910号)。

ベジバリア
塩 ・ 糖 ・ 脂

(2) 原告は、令和元年8月6日付けで拒絶査定を受けたので、同月16日、不服審判を請求した(不服2019-010871号)。

(3) しかし、特許庁は、令和元年9月30日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年10月15日、原告に送達された。

(4) 原告は、令和元年11月7日、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

2 審決の理由の要旨

(1) 本願商標の構成中、上段の「ベジバリア」の文字と下段の「塩・糖・脂」の文字とは、大きさの異なる文字が二段に配置されていることから、視覚上、分離して観察され得る。本願商標の構成全体から生じる「ベジバリアエントウシ」の称呼もやや冗長である。本願商標の上段と下段とが全体として特定の意味合いを看取させる等、これらを常に一体不可分のものとしてのみ観察しなければならない特段の事情はない。

以上からすると、本願商標は、上段の「ベジバリア」の文字と下段の「塩・糖・脂」の文字とに分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合してはならず、上段と下段とが独立して自他商品の識別標識

としての機能を果たし得る。よって、本願商標の要部の一である下段の「塩・糖・脂」の文字だけを他人の商標と比較して、商標の類否を判断することが許される。

「塩・糖・脂」の文字は、その構成文字に相応して「エントウシ」の称呼を生じる。また、辞典類に載録されている既成の語ではないから、特定の観念を生じない造語として看取、把握される。

(2) 登録第6120234号商標（以下「引用商標」という。）は、「塩糖脂」の文字を標準文字で表して成り、平成30年5月7日に登録出願、第5類「サプリメント、食餌療法用飲料、食餌療法用食品」及び第32類「ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス」を指定商品として、同31年2月8日に設定登録され、現に有効に存続している。

引用商標は、その構成文字に相応して「エントウシ」の称呼を生じる。また、辞典類に載録されている既成の語ではないから、特定の観念を生じない造語として看取、把握される。

(3) 「塩・糖・脂」の文字と「塩糖脂」の文字とは、外観において、「・」の有無の差異があるものの、漢字が共通であるから、近似した印象を与える。両者は、称呼において共通である。両者は、いずれも特定の観念を生じないから、観念において比較できない。

これらを総合して全体的に考察すれば、両者は類似する。

(4) 本願の指定商品は、引用商標の指定商品中、第5類「サプリメント」と同一又は類似である。

(5) よって、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、その指定商品も引用商標の指定商品と同一又は類似であるから、商標法4条1項11号に該当する。

3 争点

指定商品が同一又は類似である旨の審決の判断については争いがない。本件の争点は、商標の類否判断である。

【判 断】

1 取消事由1（本願商標の認定の誤り）

原告は、本願商標の下段の「塩□・□糖□・□脂」を、空白部分が無視して「塩・糖・脂」と認定することは誤りである旨主張する。

しかしながら、各文字及び記号は等間隔で一行に並べられており、空白部分はせいぜい1文字分の大きさにすぎないから、空白部分の存在は、「塩・糖・脂」という文字及び記号の一まとまりの連なりを分断するほどの印象は与えない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

2 取消事由2（類否判断の誤り）

(1) 類否判断の手法について

商標の類否は、対比される商標が同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に、その商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかも、その商品又は役務に係る取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁、最高裁平成6年（オ）第1102号同9年3月11日第三小法廷判決・民集51巻3号1055頁参照）。

また、複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、商標の各構成部分が、それを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していると認められる場合においては、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して類否を判断することは、原則として許されないが、他方で、商標の構成部分の一部が取引者又は需要者に対し、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じない場合などには、商標の構成部分の一部だけを取り出して、他人の商標と比較し、その類否を判断することが許されるものと解される（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁、最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁、最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）。

(2) 本願商標について

本願商標は、「ベジバリア」の文字及び「塩・糖・脂」の文字を、いずれも標準的な書体で2段にして成る商標であり、分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえないから、「ベジバリア」の部分と「塩・糖・脂」の部分を分離して観察すること自体は不可能とはいえない。

しかし、「ベジバリア」の部分は、自他識別力を有すると考えられるのに対し、「塩・糖・脂」の部分は、「・」が存在することもあって3つの文字がそれぞれ独立し、「塩」は塩分を、「糖」は糖分を、「脂」は脂肪分を意味する一般的、普遍的な意味を有する文字として認識されるものであるといえる。そして、これらの文字は、それが、指定商品であるサプリメント、栄養補助食品に用いられた場合には、当該商品が塩分、糖分及び脂肪分のコントロールに良い影響を与えるなどといった記述的、説明的意味を表すのにとどまり、取引者、需要者に特定の、限定的な印象を与える自他識別力を有するものではない（引用商標の「塩糖脂」は、3つの文字が一体となっているところから、それらが一体の文字として自他識別力を有するという余地が生ずるが、「塩・糖・脂」の場合には、「・」により分離されているため、「塩糖脂」と同列に論じ

ることはできないものである。))。このことと、「塩・糖・脂」の部分は、「ベジバリア」の部分と比べ、明らかに小さい文字で構成されており、その分目立たなくなっていることを併せ考えれば、この部分は、自他識別標識としての称呼、観念は生じないものであるというべきである。

したがって、本願商標は、「ベジバリア塩・糖・脂」全体として、又は「ベジバリア」の部分としてのみ自他識別標識としての称呼、観念が生じるということになる。

(3) 本願商標と引用商標の類否

(2)で検討した本願商標のうち自他識別標識として機能する部分を前提に、本願商標と引用商標の類否判断を行うと以下のとおりとなる。

まず、外観は、本願商標が「ベジバリア／塩・糖・脂」（「／」は改行を表す。）又は「ベジバリア」であるのに対し、引用商標は「塩糖脂」であるから、両者は異なる。

次に、称呼は、本願商標が「ベジバリアエントウシ」、「ベジバリアシオトウアブラ」又は「ベジバリア」であるのに対し、引用商標は「エントウシ」又は「シオトウアブラ」であるから、これも異なる。

最後に、観念は、本願商標が、「ベジバリア塩・糖・脂」の場合には、野菜（ベジ＝ベジタブルの略）由来の障壁（バリア）であって、塩分、糖分、脂肪分の過剰から身体を守る物といった程度の観念が生じるか、あるいは、何ら観念が生じないものであり、「ベジバリア」の場合には、野菜由来の障壁といった程度の観念が生じるか、何ら観念が生じないのに対し、「塩糖脂」からは、塩分と糖分と脂肪分という観念が生じるか、あるいは、何ら観念が生じないものといえ、両者は、観念において異なるか、観念において対比できないものということになる。

以上によれば、本願商標と引用商標とは、外観、称呼、観念のいずれにおいても異なるか、少なくとも外観、称呼において異なるものである。そうすると、本願商標と引用商標とが同一又は類似する商品に使用されたとしても、取引者・需要者において、その商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえない。

したがって、本願商標が引用商標に類似するとはいえないから、本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした本件審決の認定判断には誤りがあり、原告の取消事由に係る主張は理由がある。

3 よって、原告の本訴請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本願商標(B)と引用商標(A)との対比において、両商標は類似すると判断した特許庁審判部に対し、両者は類似しないと判断した知財高裁との思考方法が、真っ向から対立した事案であり、どちらの思考方法が妥当といえるかを考えて

みる。

2. まず本願商標(B)と引用商標(A)に係る標章と指定商品とについて見ると、次のとおりである。

(A)「塩糖脂」 : 第5類 サプリメント, その他
第32類 ビール, 清涼飲料, その他

出願日:平成30年5月7日

登録日:平成31年2月8日

(B)「ベジバリア : 第5類 サプリメント, 栄養補助食品
塩・糖・脂」

出願日:平成30年6月20日

この記載で判るように、両者は出願日がかかなり接近しており、いずれも第5類サプリメントを指定商品としているところを見ると、両出願人は同業者であり、相互に情報を得ており、使用する新しい商標についての情報も知り合っていたのではないだろうかと思う。

ということは、特許庁でも裁判所でも、本願商標の創作ないし採用の由来について、出願人(原告)に確認してみるべきではなかつたらうか。理由は、偶然にも1か月位の間に似たような商標が出願されていたからである。

3. さて、本願商標に対する引用商標に係る標章は、それぞれ固有の意味(観念)を有する「塩」「糖」「脂」であることは、小学校6年生ならば承知しているだろう。このような名称の標章が、その指定商品との関係でよくも登録されたと思うけれども、その3文字を含む本願商標が特許庁審査・審判で類似とされて拒絶されたのに、知財高裁においては非類似と判断されたことは不思議である。

本願商標にかかる文字標章の構成態様は「塩・糖・脂」の漢字の上方に「ベジバリア」という仮名文字が位置しているのであるが、意味不明のこのカタカナ文字が上段に大きく表示されていても、「塩・糖・脂」の3漢字が明確に存在しているのであるから、一般需要者には上下2段の両文字は、それぞれ独立してアピールしているように見えるのであろうか。

なお、判決は対比商標の類否判断の方法として、標章全体の外観、称呼、観念について、各別に対比して検討しているが、商標の類否判断法としては妥当であり、正解を出したといえるのであろう。

4. 本件のような事例はいろいろあり、侵害紛争になった事案もあったと思うが、文字の「二段併記の標章」や「文字+図形の標章」の表示の中には、同業者の先登録商標を意識して、需要者にそれを連想させるような標章を表示する業者もいるからである。

商標法は、第4条1項の規定の中に11号ではなく、15号や19号のような規定を用意しているのも、そのような場合を想定しているからであらう。

[牛木 理一]

〔引用商標〕

- (190) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(450) 【発行日】平成31年3月5日 (2019. 3. 5)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第6120234号 (T6120234)
(151) 【登録日】平成31年2月8日 (2019. 2. 8)
(541) 【登録商標 (標準文字)】

塩糖脂

- (500) 【商品及び役務の区分の数】2
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第5類 サプリメント, 食餌療法用飲料, 食餌療法用食品
第32類 ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, ビール製造用ホップ
エキス
【国際分類第11版】
(210) 【出願番号】商願2018-58851 (T2018-58851)
(220) 【出願日】平成30年5月7日 (2018. 5. 7)
(732) 【商標権者】
【識別番号】501318095
【氏名又は名称】リブ・ラボラトリーズ株式会社
【住所又は居所】東京都文京区音羽2-1-4
(740) 【代理人】
【識別番号】100089923
【弁理士】
【氏名又は名称】福田 秀幸
【法区分】平成23年改正
【審査官】早川 真規子
(561) 【称呼 (参考情報)】エントーチ
【検索用文字商標 (参考情報)】塩糖脂
【類似群コード (参考情報)】
第5類 32F15、32F16
第32類 28A02、29C01、31A06